

○会計年度任用職員の給与ならびに報酬及び費用弁償に関する規則（案）

（給料ならびに報酬の基準表）

第1条 経験年数を有さない職員の初任時の給料ならびに報酬は、学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの会計年度任用職員の給与ならびに報酬及び費用弁償に関する条例別表一における号給を適用する。

学歴免許別初任時の決定号給

学歴免許欄	経験年数を有さない職員の初任時の給料ならびに報酬
大学卒業程度	6号
短大卒業程度	3号+経験年数6月
高校卒業程度	1号

第2条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される第1条の学歴免許欄の学歴免許等の区分に対して、以下の修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任時の給料ならびに報酬は、その年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の号数を加えた号給をもつて、決定号給とする。

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年

高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
------	-----	-----	-----	-----	-----

第3条 あらたに職員となつた職員ならびに任期が更新され再度任用された職員のうち、第2条の学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴は、経験年数換算表の定めるところにより経験年数として換算することができる。

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算表	備考
地方公務員 国家公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	職務の種類が類似しているもの	100 / 100 以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
	その他のもの	80 / 100 以下	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	100 / 100 以下	
	その他のもの	80 / 100 以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		100 / 100 以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	直接関係があると認められるもの	100 / 100 以下	
	その他のもの	25 / 100 以下	